

令和元年度議会運営委員会行政視察報告書

1. 日 程 令和元年10月29日（火）～31日（木）
2. 視 察 先 滋賀県近江八幡市 人口 8.2万人 面積 177 km²
三重県鳥羽市 人口 1.9万人 面積 107 km²
3. 視 察 事 項 近江八幡市 議会改革の取り組みについて
ユーチューブ等による議会インターネット中継について
鳥 羽 市 議会報告会並びに意見交換会について
4. 視 察 者 委 員 山 田 義 栄 委 員 長 森 山 一 理 副 委 員 長
森 友 和 委 員 橋 本 昌 美 委 員
白 川 克 広 委 員 大 平 一 貴 委 員
随 行 石 津 敏 朗 議 会 事 務 局 係 長 計 7 名

近江八幡市

(1) 近江八幡市の概要

近江八幡市は、平成22年3月に旧近江八幡市と、旧安土町が合併して誕生し、新近江八幡市になる。

位置は、琵琶湖の東南部、大津市・彦根市のほぼ中央に位置。近江米の穀倉地帯で、湖岸一帯は風光明媚な自然景観に恵まれる。「近江八幡の水郷」は国の重要文化的景観第1号。

旧安土町は、さかのぼること1576年から織田信長が3年の歳月をかけて、安土城を築き、城下町を整備。本能寺の変の後、安土城は焼失するが、1585年、豊臣秀吉の甥の秀次が、安土城下町を移す形で八幡山城下町を開町し、その後は八幡商人の本拠地として栄える。

(2) 視察内容

議会改革及びユーチューブ等による議会インターネット中継について

合併前

平成10年 4月～ ケーブルテレビによる議会中継（録画放送含む）開始

平成22年 3月21日 新市発足

6月28日 議会改革特別委員会設置（議会基本条例の検討）

平成23年 3月15日 議会基本条例 全会一致で可決

4月 1日 議会基本条例施行

5月13日 議会改革推進委員会設置

10月～11月 第1回議会報告会（各学区10会場）

平成24年	4月～	5月	第2回議会報告会（市内10会場）
	6月～		本会議のインターネット動画配信 開始（ユーストリーム）
	10月～	11月	第3回議会報告会（各学区10会場）
平成25年	4月～	6月	第4回議会報告会
	10月～	11月	第5回議会報告会（各学区11会場（沖島追加））
平成26年	10月～	11月	第6回議会報告会（各学区11会場）
平成27年	9月～		予算常任委員会の設置（全議員） 決算特別委員会の全員審査（議長、監査除く）
	10月～	11月	第7回議会報告会（各学区11会場）
平成28年	10月		第8回議会報告会（常任委員会ごとに実施1会場3日間で開催）
	12月		議会災害時行動マニュアルの策定 議会災害対応連絡会議設置要綱の策定
平成30年	1月		第9回議会報告会（1会場1日間で開催） ※第1部 講師を招き基調講演 第2部 各常任委員会でテーマを設定し、市民と意見交換会
	9月～		ユーチューブによるインターネット本会議中継開始
平成31年	1月		第10回議会報告会（1会場1日間で開催） ※第1部 各常任委員会からの活動報告 第2部 各常任委員会でテーマを設定し、市民と意見交換会
	3月		市議会政治倫理条例制定

所 感

3つの常任委員会、議会運営委員会、予算のみの予算常任委員会、決算のみの決算特別委員会、その他、市庁舎整備等特別委員会と、議会改革推進、広報広聴の2つの常設委員会で構成しておりました。議会基本条例は、平成23年の3月議会で可決し、4月に施行。平成28年12月に議会災害時行動マニュアルの策定、議会災害対応連絡会議設置要綱を策定。平成31年3月に、市議会議員政治倫理条例を全会一致で可決。（地方議員の議場内外での言動や行動が取りざたされる昨今、議会としても言動、行動について規律となるべき指針が必要とされ制定）

合併前の平成10年よりケーブルテレビによる議会中継を開始していたが、その後、合併したため（平成22年3月）平成24年6月よりユーストリームによるインターネット動画配信（無料配信）を開始、平成30年9月より無料配信が廃止されるためユーチューブによる配信開始。経費については、既存の設備での開始が可能であるが、ユーチューブチャンネルの運用方針を策定しなければならないが、策定後、配信可能ではないか。

鳥羽市

(1) 鳥羽市の概要

鳥羽市は、昭和29年11月に1町7村が合併し、現在に至る。

位置は、三重県の東端で、志摩半島の北半分を市域とし、4つの離島を有する北は波静かな伊勢湾を望み、東は太平洋、南を志摩市、西は朝熊山系が連なり伊勢市に接する。

海岸線は、美しいリアス式で沿岸漁業、海苔、ワカメ、カキの養殖など多様性に富んでいる。温暖な気候・風土に恵まれ、住み良い条件を備え、昨年は約461万人の観光客が訪れている。

(2) 視察内容

議会報告会並びに意見交換会について

平成19年の改選後、様々な改革が提案されるなか、議会基本条例の制定と議会報告会並びに意見交換会について議論された。議論の中で、条例制定の議論と報告会は同時に進めるべきとの結論になり、平成20年より準備され、平成21年10月に初めて第1回議会報告会が実施された。条例制定は平成22年12月。

平成21年 議会報告会 開催箇所 18 参加人数 460人

46町内会自治会があるが、離島やリアス式海岸で、集落が点在し、学区単位での実施が困難。当初は市内18か所であったが、市民から「細かく地域を回ってほしい。」との要望により、36か所になる。

平成22年 議会報告会 開催箇所 36 参加人数 852人

平成23年 議会報告会 開催箇所 37 参加人数 631人

平成24年 議会報告会 開催箇所 29 参加人数 561人

平成25年 議会報告会 開催箇所 27 参加人数 446人

しかし、回を重ねるごとに、市開催箇所数、市民参加人数の減少傾向

理由として

1. 参加者の固定化
2. 参加者のうち、若者や女性が少ない
3. 圧倒的に行政側に対する意見や要望であり、執行権のない議会としては答えにくい

平成27年改選後、1年間休止し、あり方を議論。

平成28年TOBAミライトークの案を検討

1. 地域課題の共有が主目的
2. 議会報告はなく、テーマに沿った意見交換のみ
3. 手上げ方式（依頼があった団体へ議員を派遣）
4. 原則、グループディスカッション方式での対話
5. 模造紙・付箋等を利用し、議論を可視化

平成28年 ママ友サークルとの実証実験を実施
実証実験を含め5回開催

平成29年 4回開催

平成30年 2回開催

令和元年 2回開催 今後2回開催予定

TOBAミライトークの概要

- 議会内の役割、流れ 別紙フロー図
- 事務局の関与 申し込み者との調整、会場調整、委員会開催、当日事務用品等準備、随同行、報告書整理
- 周知方法 議会広報誌、ホームページ、市玄関等
- 今後の展開 量から質への転換。申込者（団体）への声掛けも必要
- 課題 常に内容の見直し

所 感

議会報告会については、議会基本条例の制定議論と、報告会を同時進行し、平成21年10月に報告会を実施、（条例制定は平成22年12月）当初は、46町内会自治会があるが、18か所での開催が、市民要望で、36か所、37か所と開催したが、参加者の固定化、若者や女性が少なく、圧倒的に行政側に対する意見要望が多く、執行権のない議会としては答えにくく、1年間休止し、TOBAミライトークとして再スタート。地域課題の共有が主目的で、議会報告はなく、テーマに沿った意見交換のみ。手上げ方式（依頼があった団体との意見交換）、原則、グループディスカッション方式での対話である。

加茂市議会としても、議会基本条例の制定も含め、市民との意見交換会等協議していかなければならないと思う。